

# 基本目標 II 自分らしく暮らし続けられる 地域づくりの推進

## 施策の方向1 認知症施策の推進

認知症を発症するリスクが高まる年齢層は一般的に80歳以上ですが、それを含めた75歳以上の後期高齢者の数は、全国の傾向と同じく本市においてもこの先増加傾向のまま推移していく予測となっています。

そのため、認知症予防に向けた認知症への理解・周知を促進するとともに、認知症になる前から家族や関係機関等と早期に連携対応できるよう、成年後見制度の利用促進や相談窓口の認知を高める取組を推進します。

また、認知症の重症化を防ぐために、早期発見・対応に向けた体制づくりを推進します。

さらに、認知症になってからも安心して地域で暮らしていけるよう、身近なサポートを充実させるとともに、関係機関や地域と連携した取組を強化し、高齢者本人とその家族の負担軽減を図ります。

### 施策(1) 支援体制の促進

#### 具体的な施策 23 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター	
事業概要		本市では、認知症サポート医や認知症の専門知識を有する保健師等の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。 認知症初期集中支援チームは、本人、家族において集中的な支援が必要だと思われる方に対して、訪問・観察・評価、認知症に関する正しい情報の提供等により、心理的サポートや助言等を行うとともに、チームのさらなる質の向上を図り、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化します。また、認知症の高齢者だけでなく、若年性認知症の方も支援の対象としています。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
延べ訪問実績 (件)	22	6	10	10	10	10



▲認知症を知る月間キャンペーン  
(小川図書館展示コーナー)



▲認知症を知る月間街頭キャンペーン  
(JR羽鳥駅)

## 施策(2) 認知症への理解を深めるための取組

### 具体的な施策 24 認知症高齢者の介護者への支援と地域交流の促進

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		<p>本市では、認知症高齢者や認知症高齢者を介護している家族、地域の人、医療職・介護職など（認知症に関する相談対応ができる専門職）が交流し、情報交換やお互いを理解し合う通いの場として、「認知症カフェ」を開設しています。</p> <p>認知症カフェの充実を図り、住民により身近な集いの場、情報提供の場、認知症高齢者の重症化の早期発見や介護者の相談の場としても活用されるよう運営していきます。また、ボランティアの活用について検討し、地域の人との交流を通じて、地域で認知症高齢者を見守る体制づくりを推進していきます。</p>			

### 具体的な施策 25 認知症サポーターの養成と活動の支援

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		<p>厚生労働省では、「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として、「認知症サポーターキャラバン」事業を実施し、認知症サポーターの養成を進めています。</p> <p>認知症サポーターは、キャラバン・メイトが実施するサポーター養成講座において、認知症に対する正しい知識について学び、地域の中で認知症の方の理解者となり、見守りを行います。全国での認知症サポーター養成講座受講者数は、令和5（2023）年6月末日現在で1,460万人を超え、本市においても、令和5（2023）年3月末日までに2,234人が養成講座を受講しました。</p> <p>引き続き、認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症サポーターが様々な活動に参加できるようフォローアップを図り、地域ぐるみで認知症高齢者への支援を推進します。</p>			

指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
講座開催回数 (回/年度)	4	2	2	4	4	4
養成者数 (人)	65	41	75	75	75	75



▲認知症カフェ（空のえきそ・ら・ら）



▲中央高校認知症サポーター養成講座

具体的な施策 **26** チームオレンジ・チームオレンジコーディネーターの活用

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		地域で暮らす認知症の人や家族の困りごと、生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者を結びつけるための「チームオレンジ」の取り組みの整備をめざし、令和7（2025）年の立ち上げに向け準備を行います。			

具体的な施策 **27** 若年性認知症の方に対する支援

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		若年性認知症に対する理解の不足等により医療機関を受診することが遅れる傾向があることから、医療機関や市、地域包括支援センターにおいて若年性認知症支援ガイドブックの配布等による情報提供を行い、若年性認知症の理解を促進します。			

施策(3) 認知症の方及び家族に対する支援

具体的な施策 **28** 認知症の方及び家族に対する支援

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		認知症により、徘徊等のおそれのある在宅高齢者が行方不明となった場合に、早期発見及び事故を未然に防ぐ環境を整備するための手段の一部として、引き続き茨城県内統一で身元確認を行うための標示物「おかえりマーク」について関係機関へ周知し、活用の推進を図ります。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
おかえりマーク登録者数(人)	3	5	4	5	5	5

## 施策の方向2 在宅での生活を続けるための支援

本市のひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯は増加傾向にあり、核家族化の進行もあることから、今後も増加していくことが示唆されます。

現在在宅で介護を受けている高齢者は、要介護度に応じた介護給付サービスを受けることができますが、普段の暮らしの中では、介護給付サービスでは補えない少しの手助けや見守り、寄り添う支援などが必要になることがあります。

こうした高齢者への日ごろの暮らしのさらなる充実に向けては、在宅福祉サービスの充実に努めているところですが、今後も、高齢者のニーズを的確に把握し、身近な支援が必要になることが考えられる高齢者に対しては、在宅福祉サービスを適切に提供し、地域での暮らしやすさの向上や困りごとへの対応を支援します。

また、移動や買物、ごみ捨てなど、お互いに少しずつ手助けし合える“地域のつながりによる地域ケア”の意識を広報紙等で周知し、フォーラムの開催や地区の団体・サロンとの取組の中で醸成していきます。

### 施策(1) 在宅福祉サービスの充実

#### 具体的な施策 29 軽度生活援助事業

方針	縮小	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯で、身体虚弱等の方を対象に、家屋外の作業を石岡地方広域シルバー人材センターへ委託しその一部を助成します。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)	199	195	220	220	220	220
延べサービス提供量 (時間)	2,246	2,372	3,000	3,000	3,000	3,000

#### 具体的な施策 30 さわやか出前理美容サービス事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、自力で理美容店を利用することが困難な方に対して、理美容業者の協力を得て自宅を訪問し、理美容サービスを行います。高齢者の健康で衛生的な生活を支援するため、事業利用の促進に向けて事業の周知に努めます。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)	9	11	7	10	10	10
延べサービス提供量 (回)	28	31	42	60	60	60

具体的な施策 **31** 在宅福祉サービスセンター事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		日常生活において支援を必要とするおおむね65歳以上の方へ有償ボランティア（協力会員）を派遣し、家事援助等のサービスを提供することで、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。地域のボランティアの育成や確保に努めます。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)	55	52	120	120	120	120
延べサービス 提供量 (件)	748	797	1,200	1,200	1,200	1,200

具体的な施策 **32** ひとり暮らし老人等ふれあい給食サービス事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		65歳以上のひとり暮らしの方を対象に、ひきこもりや孤独感の解消を目的とした会食を生活圏域ごとに開催し、健康の保持と生きがいつくりの支援を図ります。 今後ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、ほかの高齢者福祉サービス事業や介護予防サービス等との連携を図るとともに、対象者の見直し等、実状に合わせた事業の検討を行います。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (延べ人)	500	616	100	100	100	100
延べサービス 提供量 (回)	19	22	24	24	24	24

注) 令和5年度からは実人数で表記しています。



▲ふれあい給食会



具体的な施策 **33** ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		<p>70歳以上の高齢者で閉じこもり傾向にある方や孤立している方、65歳以上の方で身体虚弱で安否確認が必要な方に乳製品を配付し、安否確認と健康保持及び孤独感の解消を図ります。</p> <p>今後ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、ほかの高齢者福祉サービス事業との連携を図るとともに、質の高い安否確認を実施すべく、事業の検討を行います。</p>				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)	150	121	90	100	100	100
延べ配付本数 (本)	35,928	29,067	26,000	28,000	28,000	28,000

具体的な施策 **34** 配食サービス事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		<p>65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯で、身体虚弱等により調理等が困難な方へ栄養バランスの取れた食事を定期的に自宅へ届けることにより、高齢者の健康管理を行うとともに、見守りを兼ねて実施します。</p> <p>今後ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、ほかの高齢者福祉サービス事業との連携を図るとともに、質の高い安否確認を実施すべく、事業の検討を行います。</p>				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)	159	176	160	170	170	170
延べサービス提供量 (食)	14,883	15,254	16,000	17,000	17,000	17,000



▲配食サービス

## 施策の方向3 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が地域で安心して生活するためには、認知症などにより判断能力の低下した高齢者が、本人の意思によらない契約や詐欺犯罪等の被害にあわないような権利擁護の仕組みが重要となります。

そのため、成年後見制度の普及や啓発を推進するとともに、利用の促進に向けた支援に取り組み、利用しやすい環境づくりを整備します。

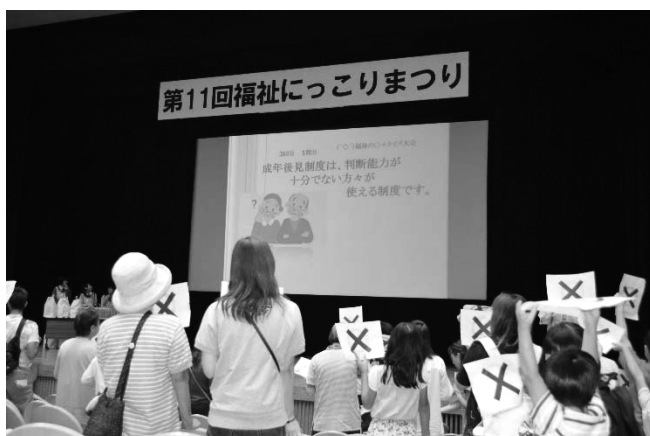
### 施策(1) 権利擁護による日常生活の支援

#### 具体的な施策 35 成年後見制度の普及啓発及び利用促進

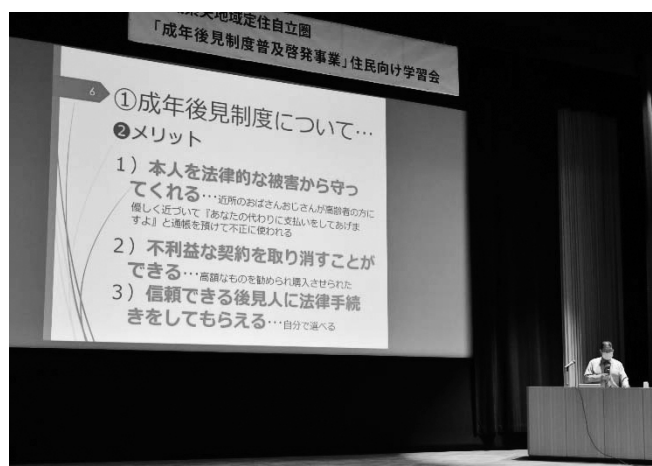
方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	社会福祉課
		<p>成年後見制度の利用促進については、平成28（2016）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度利用促進基本計画が定められました。</p> <p>基本計画においては、全国どこの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるように、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることが施策目標として示されました。</p> <p>それを踏まえて、茨城県央地域連携中枢都市圏（現：いばらき県央地域連携中枢都市圏）の成年後見支援事業において、9市町村の協定により広域中核機関が令和3（2021）年に設置となり、あわせて、令和4（2022）年には「小美玉市成年後見制度利用促進に係る中核機関」が設置されました。</p> <p>市の中核機関においては、成年後見制度について市ホームページやパンフレット等を活用し、普及啓発していくとともに、制度利用を希望する方に対して、的確に相談・支援ができる体制の整備を推進しています。</p> <p>また、令和4（2022）年3月には、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化及び増大する見込みが示され、適切な対応が求められています。</p> <p>本市においても、いばらき県央地域連携中枢都市圏に基づく成年後見支援事業と連携し、広報、相談機能の強化を図るとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備に取り組みます。</p>			
事業概要					

具体的な施策 **36** 成年後見制度利用支援事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	社会福祉課	
事業概要		<p>認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まっている中、特に、身寄りのない、身寄りに頼れない高齢者への支援において、市長申立を必要とする件数が増加しています。本市においても、市中核機関を中心に、市長申立に関して迅速な対応ができる体制整備を推進していきます。</p> <p>また、成年後見制度の利用が必要な高齢者にもかかわらず、低所得であることを理由に利用できないことがないよう、申立費用及び報酬費用に対して助成制度を活用し、誰もが利用できるよう支援していきます。</p>				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
申立費用助成件数 【高齢者】(件)	0	0	1	1	1	1
報酬助成件数 【高齢者】(件)	0	0	1	3	5	7



▲成年後見制度 学習会▼





## 施策の方向4 高齢者虐待の防止

高齢者の虐待問題は、全国的にみると増加傾向にあり、その要因の一つとして、施設における職員からの虐待被害の増加があります。

高齢者の人権を守り、当人とその家族が辛い思いをしないよう、市内の事業所や施設等への啓もう・啓発への取組を強化する必要があります。

また、市民や地域においても高齢者虐待の実態や防止策の具体的な周知を行い、日ごろから周り的高齢者を気にかける意識の醸成を図っていくことが重要です。

被害にあっている高齢者を可能な限り早期に発見し、適切な機関と連携して速やかに対応ができるよう、民生委員をはじめ地域活動団体や事業所、保健センター、医療機関等との日ごろからの情報共有を図られるよう体制を強化します。

### 施策(1) 虐待防止に向けた取組

#### 具体的な施策 37 虐待防止の普及啓発

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター
事業概要		虐待は特定の個人や家族だけの問題ではなく、社会全体の問題として取り組む必要があり、専門職等の関係機関のみならず、虐待のない地域づくりのためには地域住民の役割も重要となることから、パンフレットや広報紙、市ホームページなどを活用し、虐待防止の普及啓発に努めます。			

#### 具体的な施策 38 早期発見・早期対応の体制強化

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター
事業概要		<p>地域包括支援センターや介護サービス事業所等の関係機関と連携し、地域のネットワークの強化、適切な介護支援や相談しやすい体制づくりによる虐待の未然防止や早期発見につなげ、高齢者虐待の対応体制の強化を図ります。</p> <p>また、介護施設従事者等による高齢者虐待に対しては、本市(保険者)において、介護事業所等に対して実施する種別ごとに行う集団指導を通じて、虐待の予防について指導を行っていきます。</p>			

具体的な施策 **39** 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の設置

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター	
事業概要		<p>高齢者虐待の防止に向けて、関係機関の連携強化を図るとともに早期発見や未然防止対策等の協議を行い、住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的として、小美玉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置しています。</p> <p>この委員会では、高齢者虐待に係る「早期発見及び地域支援に関すること」、「相談体制の整備・充実に関すること」、「関係機関との情報交換及び連携の強化に関すること」、「高齢者虐待防止対策に関すること」等について、高齢者の虐待防止も含めた権利擁護業務を主要な業務の一つに位置づけている地域包括支援センターや関係機関・団体と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援について検討していきます。</p>				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
開催回数 (回)	0	2	1	1	1	1

## 施策の方向5 介護者への支援

家庭内での介護は、介護を必要とする人の配偶者や子ども、孫、兄弟姉妹、親戚など身近な人が担うことが多く、どうしても一人に負担が集中してしまう場合には、介護離職や精神的・身体的に限界を迎えてしまうことも少なくありません。介護が必要になっても、末永く住み慣れた地域で暮らしたいと思う高齢者の希望をかなえるためには、まず、介護を担っている家族などの介護者の負担軽減を図ることが重要です。

介護者への支援として介護保険サービス等を利用することで、介護者自身の身体的・精神的負担を軽減することができます。特に、高齢者が要介護者をみる老老介護のような局面が多くなることも考慮し、介護保険を補完するようなサービスの充実を図るとともに、介護者である家族の方々同士が交流できる機会づくり事業を行います。

### 施策(1) 介護者支援のための取組

#### 具体的な施策 40 家族介護者交流事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		本市では、介護している家族等を対象に、介護技術の習得や介護者のリフレッシュを目的とした「家族介護者交流事業」を行っています。今後はオンラインを活用した交流も検討しながら、事業の充実を図っていきます。			

#### 具体的な施策 41 家族介護用品支給事業

方針	終了	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		在宅で要介護1～3の認定を受けている方を介護している家族に対し、紙おむつ等の購入費用の一部を助成し、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
利用者数 (人)	41	40	40	—	—	—

※市町村特別給付「紙おむつ等支給サービス」へ移行

## 施策の方向6 情報取得・相談支援体制の充実【新規】

スマートフォンやパソコンの普及により、近年、インターネットを介した情報の発信や受け取りがますます一般的になっています。それに応じて、福祉サービスの周知や利用促進においても、ホームページやメール、SNSなどを活用する機会も増えています。

しかし、スマートフォンを所持していない、電子機器の複雑な操作に慣れていないなど、インターネット環境下でない高齢者も少なくないため、引き続き広報紙などの紙媒体での発信を併用するとともに、高齢者が積極的に様々なツールを活用できるよう学びの機会の充実が求められます。

また、近年、一人ひとりの抱える悩みや不安が複合化・複雑化しており、高齢者であっても家族のことや経済的な事情、障がいや医療的ケアが必要、地域で孤立しているなど、高齢福祉以外の様々な困りごとがあり、どこに相談したらいいのかわからないという人や家族が増えています。

悩みや不安の複合化・複雑化は、個人の抱える問題だけでなく、家族が関係するような問題であることも少なくありません。例えば、介護と育児の両方を担うダブルケアラー、子どもや若者が自分の時間も割いて家族の世話や介護を負担しているヤングケアラー、障がいや経済的困窮など、様々な問題が絡み合っているケースもみられます。

これに対応して相談支援や専門機関につなげるサポートも、福祉分野の縦割りで判断するのではなく、あらゆる相談を受け、適切な機関やサービスへつなげる“重層的支援体制整備”が求められています。

本市では、こうした複雑な問題を抱える人のケースを検討し、総合相談支援事業の充実や、支援へつなげる地域包括ケア会議の開催、生活支援コーディネーターを配置するなど、重層的支援体制の整備に努めていますが、今後も間口を広げて、すべての市民が安心して相談し、適切な支援を受けられる体制づくりを推進します。

「地域づくり推進情報共有システム」を導入し、自治会や団体、サロン、クラブなどが情報を共有することで、ネットワーク化を進めます。

### 施策(1) 情報発信・取得手段の充実【新規】

#### 具体的な施策 42 情報発信・取得手段の充実

方針	新規	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		<p>市が提供する行政情報や福祉情報について、インターネットを介した情報発信を推進し、パソコンやスマートフォンなどで素早く情報を取得できるようデジタル化に取り組みます。</p> <p>また、インターネット環境下でない高齢者でも、情報にアクセスできるよう、紙媒体の発行も引き続き実施するとともに、高齢者を含めた市民へのパソコンやスマートフォンの利用普及に努めます。</p>			



## 施策(2) 多様な相談に対応する相談支援体制の充実【新規】

### 具体的な施策 **43** 多様な相談に対応する相談支援体制の充実

方針	新規	主担当課	社会福祉課	関係課	介護福祉課 地域包括支援センター
事業概要		<p>重層的支援体制整備事業を推進し、高齢福祉にかかわらず、子育てや障がいなど様々な福祉分野や、生活困窮、地域での孤立など、福祉分野以外との連携が求められる複雑な悩みや不安についても、総合的に対応できる相談支援体制づくりに取り組みます。</p> <p>また、地域資源の把握やネットワークの構築に努め、様々な問題に対して適切な団体・機関等へつなげます。</p>			